

## 宮津市廃棄物減量等推進審議会 第3回全体会 会議記録

**日時**：令和4年11月18日(金) 午前10時00分から12時10分まで

**場所**：宮津市防災拠点施設2階 会議室

**出席者**：現地参加 瀬戸享明委員、中西幸子委員、笠井裕代委員、谷口政史委員、  
小西 均委員  
オブザーバー 片山禎彦様、居村 真様  
リモート参加 矢野順子委員、松田高正委員、小谷美穂委員、山川 肇委員(会長)  
オブザーバー 岩崎靖之様、  
事務局 今井副市長、山根部長、廣瀬課長、山本係長、井上主査  
事務局サポート：NTT ビジネスソリューションズ

**欠席者**：八尋慈教委員(副会長)、黒岡芳子委員、古橋由季委員、小畑晴美委員、  
幾世健史委員、谷口知弘委員

### 1 開 会

### 2 報告事項

(1) 令和4年9月30日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会第2回全体会について

資料1

(2) 令和4年10月6日開催の宮津市議会全員協議会について

資料2

(3) 令和4年11月8日開催の第2回資源循環検討部会について

資料3

(4) 令和4年11月10日開催の第1回し尿手数料検討部会について

資料4

事務局説明

- (1) は、この場で確認をいただきたい。→確認・了承
- (2) は、参考としてご覧いただくもの。
- (3)、(4)は、今後、修正等があれば事務局までお願いしたい。

### 3 議 事

(1) 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定について

資料5

①パブリックコメントの結果について

事務局説明(本日確認をいただけたなら市ホームページで公表するもの)

2ページ目の対応(考え方)について、審査会として特に意見なく、原案承認。

②条文(案)について

③答申(案)について ※一括議題として審議

事務局説明(②条文(案)、③答申(案)について、前回の部会からの変更箇所は色を変えている。)

### 【委員からの意見と事務局回答】

- 条例では基本的なことを書いているが、具体の取組は。
  - 第 8 条で基本指針を定めることとしており、その内容については引き続き審議会での議論をお願いしたい。
  - 基本指針と言っているが、その内容は計画的なものになる。観光事業者の方にやっていただく内容や分別収集の内容などをあげていく。令和 5 年 9 月を目途に取りまとめていきたい。
- 第 2 条の定義において、使い捨てのプラスチック使用製品を特定プラスチック使用製品に限定しているが、第 10 条との関連で範囲を絞りすぎているのではないか。また、第 10 条第 1 項のプラスチック使用製品にはプラスチック製容器包装の概念が入らないと思うが、そこはプラスチック製容器包装も該当するようにすべきではないか。
  - 第 10 条は、第 1 項で記載のプラスチック使用製品を広い意味で捉えたもので、使い捨てのプラスチックは特定プラスチックを対象と考え条文を組み立たもの。
- 第 10 条第 1 項のプラスチック使用製品とプラスチック製容器包装は別物としてそれぞれを明記すべき、また、使い捨てのプラスチックについても特定プラスチックだけでなく範囲を広くするべき、と考えるが。(他の委員からも、プラスチック製容器包装も対象として加えるべきとの意見)
  - 第 10 条については、プラスチック使用製品とプラスチック製容器包装の両方が含まれるよう第 2 条の定義も含めて条文を整理したい。
- 答申案については、委員から特に意見なく原案承認の形で確認。文言の最終調整は、会長と事務局にご一任いただきたい。

## (2) 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について 資料 6

### 事務局説明

#### 【委員からの意見と事務局回答】

- 既存の「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」と新たに制定する「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」の関係、考え方は。
  - 新条例は、資源循環に特化した条例、既存の廃棄物条例は、減量化を進めていくための条例。具体の取組は重複する部分は出てくるが、両条例の併存で取組を進めていく。
- 既存の廃棄物条例がより広い範囲をカバーし、資源循環条例は特別法的なニュアンスで捉えてよいか。
  - そのとおり。
- そうであるから、既存の廃棄物条例に観光旅行者等の位置づけが必要になるということに理解できた。食品ロスの内容を新たに入れ込むということについての考え方は。
  - 本審議会において食品ロスに関するご意見を多数いただく中で、廃棄物の減量の趣旨で既存の廃棄物条例において規定していくもの。
- 発生抑制の部分もあるが、その部分については、既存の廃棄物条例に入れ込むという理解をすればよいか。
  - すべてがそうではなく、新条例のほうでは、循環型社会形成推進基本法やプラスチック新法に基づいた条例を制定し、資源循環の取組をしっかりと行うもの。既存の廃棄物

条例は、廃掃法の関連でごみの減量化にしっかりと取り組んでいくこととし、ごみを出さないような取組は、既存の廃棄物条例のほうで整理していきたい。

新条例は、先ほど、指摘のあった特別法的なものとする中で、我々としては、内容に矛盾がなければ、重複は差し支えないと考えている。

- ・今後、新条例に基づいて策定していく基本指針では発生抑制の内容は入ってこないと思われるが、その考え方は。

→この基本指針は、条例に基づいて策定していくものであるもので、本来であれば入れ込まないほうが良いと思われるが、京都府から食品ロス削減計画の策定の話などがある中で、ごみ処理の内容はすべて入れ込むような内容にしていきたい。市民にとっては、根拠になる法律や条例にとらわれず、どういった行動をとるのが重要。

## ①宮津市ごみ減量化及び資源化調査等について

NTT ビジネスソリューションズ・事務局説明

### 【委員・オブザーバーからの意見と事務局回答】

- ・食品を取り扱う事業系可燃ごみ及び生ごみ排出量の想定値算出にあたっての中間報告の数値を見て事務局の評価はどうか。  
→この調査の実施に当たって、相当量の生ごみ量となる見込みをもって実施したが、その可視化ができてきていると考える。市としては、この数値を基に今後どういう施策をしていくかが重要だと考える。
- ・この数値は市内の全事業所から排出されるごみ量ではないのだな。  
→市内の全事業所ではない。
- ・プラ製容器包装の資源ごみ袋に、プラ製容器包装と生ごみを混在して排出される事業所さんがある。宮津与謝クリーンセンターの処理ラインの中で資源化物に生ごみが混入すると資源化できないケースがあり、そのあたりの課題として挙げてほしい。
- ・事業所の廃棄物収集はどうなっているか。  
→大規模なスーパーさんは、生ごみ、資源ごみとも収集運搬許可業者さんが処理されている。中小の事業所さんは家庭形ごみと同様に一般収集としている。
- ・プラ製容器包装と生ごみの混在については、結果として課題として挙げていきたいと思う。
- ・事業所アンケート調査は、調査項目はこれで確定として進められるのか。  
→そのように考えている。次回の審議会で結果を報告できればと思っている。
- ・事業所アンケートだけでなく、市民アンケートはしないのか。  
→市民アンケートは、実施の有無を含めて今後の検討課題としたい。

## ②大型ごみ収集運搬の廃止について

事務局説明

### 【委員・オブザーバーからの意見と事務局回答】

- ・セーフティネットの対象者はどうやって決めるのか。  
→社協の聞き取りでと考えている。

